

見 解

グローバル化をめぐる法的諸課題に対応できる
人材の養成



令和5年（2023年）9月28日

日 本 学 術 会 議
法 学 委 員 会
「グローバル化と法」分科会

この見解は、日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会

委員長	高山佳奈子	(第一部会員)	京都大学大学院法学研究科教授
副委員長	阿部 克則	(連携会員)	学習院大学法学部教授
	川嶋 四郎	(第一部会員)	同志社大学法学部教授
	浅田 正彦	(連携会員)	同志社大学法学部教授 ・国際連合国際法委員会委員
	浅野 有紀	(連携会員)	同志社大学司法研究科教授
	江島 晶子	(連携会員)	明治大学法学部教授
	岩澤 雄司	(連携会員)	国際司法裁判所裁判官
	片山 直也	(連携会員)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	金山 直樹	(連携会員)	パリ国際大学都市日本館館長・慶應義塾大学 名誉教授・弁護士・仲裁人・調停人
	河合 幹雄	(連携会員)	桐蔭横浜大学法学部教授・副学長
	河野真理子	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	佐藤 義明	(連携会員)	成蹊大学法学部教授
	建石真公子	(連携会員)	法政大学法学部教授
	角田 猛之	(連携会員)	関西大学名誉教授
	土井 政和	(連携会員)	九州大学名誉教授
	中谷 和弘	(連携会員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	西谷 祐子	(連携会員)	京都大学大学院法学研究科教授
	早川眞一郎	(連携会員)	専修大学法科大学院教授
	本多 滝夫	(連携会員)	龍谷大学法学部教授
	横溝 大	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
	松宮 孝明	(特任連携会員)	立命館大学法務研究科教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	増子 則義	参事官 (審議第一担当) (令和5年4月まで)
	根来 恭子	参事官 (審議第一担当) (令和5年5月から)
	山田 寛	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐 (令和5年3月まで)
	若尾 公章	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐 (令和5年4月まで)
	山岸 大亮	参事官 (審議第一担当) 付専門職付

要 旨

1 作成の背景（本文1ページ参照）

現在、さまざまな領域でグローバル化が進展する中、官民の各分野において、国際ルールづくりに参画し、人類社会に貢献できる人材の育成が求められるが、日本からの法律家としてのグローバル人材の供給はまだ十分でない。

本分科会は第20期以来、①「国際的な課題への日本（法）の対応」および②「国際化に対応する教育の不足」を解決の必要な問題としてきた。①を担うグローバルな人材の養成には、外国語能力だけでなく、国際関係法・外国法に関する相当の素養のある専門家がかかわる必要があるが、教育の担い手が不足しているという②の問題がある。

グローバル化時代に望まれる法律家は、国際ルールの形成に貢献するとともに、国内ルールの策定・実施にあたってグローバルな視点に立たなければならない。歴史的に外国法や国際的議論の影響を受けながら発展してきた日本法に関する知見を有するとともに、人類的課題への取組みには自然科学も含めた法学以外の知見の接合も必要であることへの洞察をふまえることのできる人材が求められる。

2 現状及び問題点（本文5ページ参照）

グローバル化に対応する法律家人材の不足を解消するには、法学教育において若手人材の関心と能力を高めることが考えられるが、国際関係法・外国法・比較法科目の法学部・法科大学院での履修者および司法試験での選択者が少ない。グローバル化に対応する授業には、語学能力とともに、国際関係法・外国法の素養のある教員が必要だが、現実に授業を担当できる人数は不足している。

この現状は複合的な構造的要因、特に諸組織の財政的な制約によって規定されている面が大きい。しかし、限られた人的・物的リソースの中にあっても、改善の工夫が考えられる点もある。

3 見解の内容

(1) 大学における授業担当教員の増強（本文7ページ参照）

- ・ 国際化に対応する法律家人材を育てる授業を担当できる人材を確保するため、大学は、内外の大学、公的機関、民間組織とのいっそうの連携を図ることが考えられる。教員の採用においても、グローバル化対応授業を担当することを前提にし、その必要性を、法学教員を志す若手研究者にも周知することで、課題に取り組む潜在的な人材の数を増やしていける可能性がある。

(2) 学生教育のグローバル化（本文 9 ページ参照）

- ・ 法科大学院では、司法試験の準備に学生の意識が集中しがちである。そのため、法律家養成の教育のグローバル化は、学士課程から博士課程までを含む教育課程全般で取組みの対象としなければならない。すなわち、学士課程の段階から、外国法・比較法の素養を涵養する授業展開に努めるとともに、人類が抱える新たな国際的諸課題と国際関係法の重要性を伝えるべきである。大学院段階では、将来法学教員となる若手研究者自身のグローバル化教育の能力を高めるため、留学を含む海外派遣や研究成果の海外発信に対する支援の強化が推奨される。
- ・ 英語を用いた実践的体験を積ませる機会を教育の各段階で拡大し、将来の発信力の強化につなげることが望ましい。

(3) 官民における法律実務家のグローバル化（本文 14 ページ参照）

- ・ 大学には、大学院の課程やその他の研修機会を提供して、法律実務家のリカレント教育を積極的に実施し、グローバル化教育を図る努力が望まれる。人類的課題に対処する政策形成や国際競争力ある法実務の担い手として、博士学位（LL.D.、Ph.D.、S.J.D.）を有する実務家の育成も求められる。
- ・ 大学以外の法曹各分野の組織、行政、民間企業においても、研修等を通じ人材のグローバル化を図ることが求められる。
- ・ 国、研究教育機関、弁護士会等の相互協力を有機的に展開し、途上国に対する法整備支援の担い手を拡大することに多面的なメリットがある。

(4) 留学生教育（本文 18 ページ参照）

- ・ グローバル人材として留学生も重要な地位を占める。歴史的に複数の法伝統を継受している日本で学ぶメリットを生かして優秀な学生を集めるため、大学はこれを広く発信する英語教育を活用する工夫を検討すべきである。学位を取得する正規課程以外に、交換留学や短期研修などによっても、留学生を積極的に受け入れることができる。
- ・ 英語による教育の拡大を、留学生の出身国の多様性を高める手段の一つとして位置づけ、全世界から学生の集う真のグローバル化教育を目指すことが望ましい。日本出身者と留学生に単純に二分されない出自の学生が増加していることもふまえ、将来の教育には、多様性を前提にした視点が望まれる。
- ・ すでに出身国で法学の学位を取得している学生が学際的な研究に取り組む際の指導にあたっては、他分野の専門家との積極的な協力が必要である。大学をまたぐ協力も有益なものとして推奨される。

目 次

はじめに	1
1 背景としての人材不足	3
(1) 国際ルールへの貢献	3
(2) 国内ルールへの貢献	4
(3) 他分野との接合	4
(4) 法整備支援を担える人材	5
(5) 国際的視野のある研究者	5
2 人材養成が直面する問題	5
(1) グローバル化対応科目の履修の低調	6
(2) 英語授業を担当する教員の不足	6
(3) 官民各部門のグローバル化対応の不足	7
3 基本的対策としての大学における授業担当教員の増強	7
(1) 海外機関との連携	7
(2) 国内機関の連携による教育・研究拠点の形成	8
(3) 教員採用における工夫	9
4 日本出身者のグローバル化施策①——学生	9
(1) 教育課程全般における取組みの必要性	9
(2) 外国法・比較法の素養の涵養	9
(3) 法科大学院における学習の促進	10
(4) 新たな国際的諸課題への意識の涵養	11
(5) 若手研究者の海外派遣・海外発信	12
(6) 実践的体験による発信力の強化	13
(7) 国際関係法の意義を伝える情報提供	13
5 日本出身者のグローバル化施策②——官民における法律実務家	14
(1) 大学における社会人のリカレント教育	14
(2) 大学以外におけるグローバル化教育	15
(3) 法曹のグローバル化	15
(4) 行政・民間企業人材のグローバル化	17
(5) 博士学位を有する実務家の育成	18
6 研究者・社会人としての留学生の教育	18
(1) 日本で学ぶメリット	18
(2) 受入制度の拡充	19
(3) 地域的多様性の確保	20
(4) 多様な背景への視点	20

(5) 他分野との協力	20
おわりに	21
<用語の説明>	23
<参考文献>	26
<参考資料>	29

はじめに

現在、さまざまな領域でグローバル化が進展する中、官民の各分野において、国際ルールづくりに参画し、人類社会に貢献できる人材の育成が求められるが、日本からの法律家としてのグローバル人材の供給はまだ十分でない。たとえば、国連を含む主要国際機関の日本人職員は合計で1,200人弱にとどまる[1]。国際連合憲章101条3項は、国連事務総局職員の採用にあたって公平な地理的配分を考慮すべきこととしているが、国際連合(以下、「国連」)は、現在、日本人職員数が望ましい水準を満たしていないと指摘する[2]。米国法曹資格を取得する弁護士は比較的多いが、人事院から海外派遣される公務員は年間100数十人にとどまり¹、裁判官・検察官で在外勤務を経験するのも3分の1程度である²。

本分科会は、法曹養成制度が数次にわたり変更される間に法律家を目指す者が減少した時期と重なる第20期以降の活動を通じ、①「国際的な課題への日本(法)の対応」および②「国際化に対応する教育の不足」を解決の必要な問題として洗い出してきた。①は②への対処を不可欠の前提とする。法曹・公務員・企業法務担当者・研究者の養成を通じて、国際関係法(本文書では司法試験選択科目となっている国際公法および国際私法を念頭に置く)・外国法(「英米法」「ドイツ法」「フランス法」「中国法」など特定の法域を対象にする研究)の知見に基づく優れたルールを日本から提示できるようになれば、国際社会をより良い方向に導くことができるとともに、日本の地位を高めることにもなるであろう。国際人権水準の実現や、求められる技術水準への対応を含む諸分野の国際競争において、なお日本にはより優れた成果を目指せる余地がある。

日本法の概念にはフランス法・ドイツ法から導入されたものが多く、対応する観念や単

¹ 人事院によると、2020年度派遣(2022年度帰国)行政官長期在外研究員は113人、2021年度派遣行政官短期在外研究員は19人であった。人事院「派遣研修」<https://www.jinji.go.jp/kensyuu/haken.html> (2023年9月21日閲覧)
https://www.jinji.go.jp/kensyuu/choki_2020hakensaki.pdf (2023年8月18日閲覧)
https://www.jinji.go.jp/kensyuu/tanki_2021kenkyukadai.pdf (2023年8月18日閲覧)
人事院・内閣官房内閣人事局「国家公務員の留学費用の償還等に関する状況(2022年8月30日、訂正同9月2日) <表2>」は、2021年度に国費により海外留学を開始した国家公務員は282人であるとしている。
https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r04_fu.pdf (2023年8月8日閲覧)
これについて、日本経済新聞「国家公務員の海外への国費留学、21年度は最多282人」『2022年8月30日電子版』は増加の背景として「新型コロナ禍の影響で渡航を遅らせた留学生の反動増」や「外交や経済などで外国政府の政策と連動することが増え、海外事情に精通する必要性も高まっている」ことを挙げる。
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA307ED0Q2A830C2000000/> (2023年8月18日閲覧)

² 裁判官については、2022年に新任判事補となった者が73人であるとされているところ(産経新聞「新任判事補73人に辞令 最高裁長官がエール」『2022年5月17日電子版』<https://www.sankei.com/article/20220517-XF42IBES6JLHLLF4HCOWQVNOY/> 2023年8月18日閲覧)、2015年5月14日の第189回国会・参議院法務委員会では最高裁判所事務総局の堀田真哉人事局長が「判事補の外部経験といたしましては、……海外留学は、毎年35人程度が1年又は2年間の期間派遣をされてきている」と発言している。
<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/118915206X01120150514/90> (2023年8月18日閲覧)
また、検察官については、法務省によると、司法修習第65～74期(2022年4月まで)の検察官任官者の年平均は71.3人であるところhttps://www.moj.go.jp/jinji/shomu/jinji03_00014.html (2023年8月18日閲覧)、「毎年、20名程度の検事が、半年から2年程度にわたり、海外に派遣され、各国の法制についての調査・研究を行っている」とされる。
https://www.moj.go.jp/keiji1/kenji003_2 (2023年8月18日閲覧)
研修先の実例として、裁判所ウェブサイト「外部経験制度の利用(その2)」
https://www.courts.go.jp/saiyo/saibankan_shigoto/message05/index.html
(2023年8月25日閲覧)、法務省ウェブサイト「在外公館」。
https://www.moj.go.jp/keiji1/kenji_m14 (2023年8月25日閲覧)

語が英語に存在しないといった言語面の特徴がある³。そのため、グローバルな人材の養成には、英語能力が高いだけでなく国際関係法・外国法に関する相当の素養のある専門家がかかわる必要があるところ、教育の担い手もまだ不足している。また、司法試験準備段階にある者に限定せず、学生・社会人を含む幅広い層にはたらきかけ、法律家の国際的な活躍への関心を喚起することが重要である。

この問題意識に基づき、法学の諸分野を専門とする委員から成る本分科会において、関係の委員会・分科会および外部の関係者の知見も得ながら、具体的な諸提案を発出することとした。グローバル化時代に望まれる法律家は、国際ルールの形成に貢献するとともに、国内ルールの策定・実施にあたってグローバルな視点に立たなければならない。歴史的に外国法や国際的議論の影響を受けながら発展してきた日本法に関する知見を有するとともに、人類的課題への取組みには自然科学も含めた法学以外の知見の接合も必要であることへの洞察をふまえることのできる人材が求められる。

本見解の構成は次のとおりである。1と2では、日本がグローバル化に対応する法政策を実現するために取り組む必要のある全体的な課題と、これにあたって法学教育の場面で具体的に生じている中心的な課題とを掲げる。次いで3では、課題解決の現実的な根幹となる教育の担い手の養成を提案する。4～6では、教育の受け手ごとに、これに対する具体的なはたらきかけのあり方を提案する。日本出身学生、社会人、留学生を大きなグループとして想定している。

本見解の名宛人は、これに伴い、現に法学教育を担当している研究者や、官民各分野の法律実務家が中心となるが、それだけでなく、若い世代の進路選択に関係・関心を有する一般市民をも情報提供の対象として含んでいる。

それと同時に、国自体にも対応が求められる。本見解は、主に短期的・中期的な多数の取組みを提案するものであるが、より長期的・構造的な問題が背景にあることを強調しておきたい。現在、日本では、経済的にゆとりのない者が法律家を志望することをあきらめたり、少しでも短い課程で法曹資格を取得しようとしたりする傾向がみられる。国立大学の法科大学院でも、受験料・入学金・授業料を合わせると、2年間の法学既修者課程で192万円、3年間の未修者課程では272万4,000円の学費がかかる。そして、法科大学院制度に基づかない旧司法試験のみの最後の時期の合格者数は、2004（平成16）年が1,483人、2005（平成17）年が1,464人であったが、現在の合格者数はこれとほぼ同じ（2022年は1,403人）である[3]。つまり、新たに法曹となる人数は数次の司法試験改革を経て元に戻っており、多数の法科大学院が閉校した現在、司法試験受験者数も減少して、法律家全体の人材不足が再び生じているのである。さらに、国・公・私立の別を問わず、教員数を減らさざるを得ない状況の大学が多く、海外の優秀な人材を教員として招へいしうるだけの財源もないところがほとんどである。これらを改善するためには、国家財政上の施策の転

³ 日本法全般に関する英語で書かれた教科書として Hiroshi Oda, *Japanese Law*, 4th ed., 2021 (Oxford University Press) ; Luis Pedriza, *Lectures on Japanese Law from a Comparative Perspective*, 2017 (Osaka University Press) があるが、両者の法律用語の英訳にはかなりの相違がある。前者の著者は日本出身でソビエト法、後者の著者はスペイン出身で日本の大学院にて憲法学をそれぞれ専攻していた。

換が求められると思われる。

1 背景としての人材不足

グローバル化の法的諸課題に対処する人材を養成する具体的な施策を検討するのに先立って、まず、諸課題の生じる場面を見ていきたい。

日本はアジアの中であって、ヨーロッパ大陸法と英米法の両方の伝統を継受した法制度を擁しているため、その地位に見合った国際貢献ができるはずである⁴。それは異なる伝統を有する諸国との仲介役としてだけでなく、日本が先行する科学技術について、これにかかわる法分野におけるリーダーとして、国際的なルールを形成していくことである。だが、現状では、これを担う専門人材が各職業領域において不足している。

(1) 国際ルールへの貢献

新たな科学技術やその応用が進展することにより、現在、AI（人工知能）、サイバーセキュリティ、環境、先端医学（研究・医療ツーリズム）など、一国のみでは制御できない領域が出現している。国際社会全体でこうした領域のガバナンス制度・基準を策定することが必要だが、日本ではこれに実質的に参加できる人材がまだ不足しており^[4]、分野横断的な諸課題を扱う政府審議会における法律家の数も少ない。これらの領域への対応は、人類が進む方向の「舵取り」という面を有すると同時に、それに貢献する国内の技術開発や産業競争力の進展という意義をも持っている。

これらの領域において、現実の国際的な課題を扱う際には国際機関職員が重要な役割を果たすが、他の領域に対応するものも含めて、国際機関における日本人職員の不足が指摘されている。国際機関は、人材の出身地域の多様性を重視しており、日本は、国際司法裁判所（International Court of Justice; ICJ）、国際刑事裁判所（International Criminal Court; ICC）、常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration; PCA）、世界貿易機関（World Trade Organization; WTO）などの紛争処理機関にも、より多くの人材を供給することを期待されているが、現在のところ達成できていない⁵。契約などをめぐる民間の国際紛争を解決する手続として、訴訟ではなく、仲介（あっせん）・仲裁判断

⁴ たとえば、刑事訴訟法の構造の相違に起因して「一事不再理」の観念が大陸法と英米法とで全く異なるために、国際刑事裁判所の規則などの国際ルール策定にあたって、両法系の間で全く議論がかみ合わないといったことが起きており、双方を理解できる日本が仲介役たりうる。成功例として、国家の法的責任に関して商業的行為と主権的行為とを分けて扱う国家免除条約の起草において、行為性質説と行為目的説が対立していたところ、日本の委員が提案した中間的解決が採用されたことがある。越智萌「国際刑事司法における二重裁判禁止の範囲：一般国際法としての一事不再理の規範内容に関する一考察」ノモス 39号（2016年）117頁以下、河野真理子「国家免除における制限免除の存立基盤」国際司法年報 9号（2008年）140頁以下参照。

⁵ 日本経済新聞「国際裁判所の日本人職員増加へ支援策 外務省、訴訟対応強化」『2019年12月17日電子版』によると、「紛争処理機関の職員は法律の専門知識と高い語学力が必要で日本人のなり手が少な」いが、「外務省内には紛争処理で効果的に日本の正当性を訴えるために、情報収集体制などの見直しが必要だとの意識があり」、「同省によると国際裁判に関わる日本人はWTOの事務局に約70人いる各国の法律の専門職のうち、2人にとどまる。ICJの職員は1人だ」（当時）とされていた。

や調停によることのできる場合があるが⁶、これらを担当できる人材も不足している⁷。

(2) 国内ルールへの貢献

条約や、国際法に対応する国内法の立案、国際・国内行政、国際司法協力や国際法の国内適用と、グローバル化に対応する法実務の専門家は、多様な職業領域に対応して、かつ多様な教育段階において必要だが、現状では養成が追い付いていない。

国際人権に関する条約は、批准によってその内容を国内実施することが義務づけられているはずである。これらの条約は、国内法制度における人権保障の実現において重要な役割を果たすと考えられる。しかし実際には、行政や司法の現場で、条約の内容に適合しないのではないかと思われるケースがしばしばみられる。国際関係法の素養のある人材が育成されれば、国際人権水準の国内への波及が進んでいくと考えられる。裁判官・検察官等に対する国際人権法教育の問題とも関係している（後出 5 (3) 参照）。

(3) 他分野との接合

COVID-19 対策や環境保護のような現代的かつ人類的な課題の中には、自然科学や人文社会科学の周辺諸科学など、法学以外の分野の知見をもふまえなければ有効な対策を講じられない領域が多い。規制の立案・実施にあたっては、法律家としても他分野との接点をつねに視野に入れて活動できる専門人材が必要であるが、現状では不足している。法学以外の素養のある者を入学させる法科大学院未修者コースを通じた養成も行われているものの、多数の法律家を送り出すには至っていない[5]。法科大学院進学者のうち、学士課程において法学を中心に学んだ学生に対しても、授業等を通じた他分野との協働の必要性に関する啓発が必要である。

たとえば、環境保護においては、CO₂ を始めとする温室効果ガス（GHG）排出削減への取組みの中でいかなる測定方法・排出基準を採用するか、さらに、設定した基準や目標に合わせた技術開発が極めて重要であるところ、それらにとっては理系の知見が不可欠である。この点は国の産業競争力にもかかわる⁸。また、途上国における人権保護や文化

⁶ 2020 年の「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（調停に関するシンガポール条約）への参加に向けて取り組んでいるが、未署名である。外務省は「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の説明書」において、「調停の利用については、我が国企業による商事紛争の解決コストを下げるのが期待されており、また、今後発展が期待される商事に関する国際調停の分野において、我が国が国際社会で積極的な役割を果たすとともに、同分野の国際的な中心地としての地位を確立していく見地から、我が国としても、可能な限り速やかにこの条約を締結することが望ましい」としている。https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page24_002142.html（2023 年 8 月 18 日閲覧）

⁷ 現行の制度では、日本商事仲裁協会（JCAA）や国際商工会議所（ICC）が代表的な仲裁機関であるが、国際的なスポーツ仲裁裁判所（CAS）のような専門化した機関もある。日本人仲裁人が選択されることの多い JCAA においても、登録されている仲裁人候補者の大多数は外国人である。

<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>（2023 年 8 月 18 日閲覧）

⁸ 外務省国際機関人事センター「JPO 派遣制度」によれば、「国連をはじめとする国際機関では、一般的に「国連の仕事」としてイメージされるような開発・人権・人道・教育・保健・平和構築の分野に加え、IT、ロジスティクス、調達、法務、財務、広報、人事、会議管理、モニタリング評価（M&E）環境、工学、理学、農学、薬学、建築、防災等の様々な分野のバックグラウンドを有する人材が広く求められている。JPO（Junior Professional Officer）派遣制度とは、各国政府が費用を負担して国際機関に若手人材を派遣する制度で、日本も外務省を中心に複数の省庁が実施している。<https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html>（2023 年 8 月 18 日閲覧）

年間 50 人程度であり、法律家として国際機関に定着する者はさらにその一部である。

財保護などの領域では、現地語の知見のある地域研究・文化人類学の専門家と法律家との協力が有益である。それらの人文系研究者が逆に法制度に関する知見を必要としていることも少なくない。

(4) 法整備支援を担える人材

途上国の立法、司法関係機関の制度整備、法曹等の人材育成を他国が支援する法整備支援[6]への参加は、より良い法制度の構築を通じて対象国のみならず人類の福祉に貢献する活動である。日本が歴史的に、複数の他国の法伝統の要素を継受しながら混合的な法制度を形成してきた経験は、的確な法整備支援を提供できる潜在力にもなっているといえるが、現状ではこれを実際に担える人材が不足しており、特定の公的組織・大学の一部の専門家が集中的に担当している⁹。

対応する人材には、現地での実務、大学での研究・教育を担当できることが必要であるため、まずもってこの分野への貢献に対する関心の喚起と、国際関係法・外国法の知見および言語能力の涵養とが必要である。国には、中長期的に、政府・研究教育機関・弁護士会等からの参加を拡大する施策と財政的措置が求められる。

(5) 国際的視野のある研究者

外国法の素養を含む国際的視野のある研究者の養成が不足している¹⁰。法科大学院制度の発足時に法曹を目指す学生は増加したが、研究者を志望する学生が減少した¹¹。これは特に手続法や特別法の分野で顕著である。そこで、それらの分野では実務家出身者が授業を担当することが多くなっている。それらの教員は日本法の解釈・運用の教授には問題がないが、在外勤務等を通じて国際関係法・外国法の素養を有する者はまだ少なく、弁護士が中心である。他職種の出身者としても、法律問題の新たなグローバル化に対処するための土台となる理論面の知見を蓄積した者の増加が望まれる。

2 人材養成が直面する問題

1で述べた現状を克服する具体的な施策を講じるにあたって、その前提となるべき事情に関し、次のような特に重大な問題が存在していると考えられる。

⁹ 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）は「日本の大学として唯一法整備支援研究を専門的に行う機関として、アジア諸国の法・政治に関する研究、アジア法整備支援事業をコーディネートし」ているとされる。

https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/about_cale/whats_cale/asian_law（2023年8月18日閲覧）

¹⁰ 日本学術会議第19期第二部（当時）報告「法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像」（2005年7月21日）19頁・22頁は、「法科大学院の創設は、法学研究者養成にとって予測し難い不確定要因を生み出しており、研究者の縮小再生産の悪循環をもたらすことも危惧されている」としていた。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-1.pdf>（2023年8月22日閲覧）

¹¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（2009年4月17日）の「基礎資料2」28頁では、「今後、専任教員確保がより困難になると考えられる分野」として77%の法科大学院が法律基本科目（司法試験出題科目）を挙げたことが示される。その後、法科大学院の数が減少したものの、特に手続法分野においては研究者を志望する者が依然として不足傾向にある。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm（2023年8月18日閲覧）

(1) グローバル化対応科目の履修の低調

グローバル化に対応する法律家人材の養成は法科大学院構想の課題の1つであった¹²。だが、司法試験・公務員試験に合格することに学生の意識が集中し、将来国際的な活動に役立つ国際関係法や外国法・比較法（日本以外の2以上の法域を対象にする研究）の科目、また英語による授業の学習の余裕がなくなっているとみられる。各法科大学院のカリキュラムでは、これらの科目の履修機会が設けられているものの、幅広い科目の中での選択または選択必修科目とされるにすぎず、取得の必要な単位数はおおむね少ない。法科大学院としての外国法・比較法の開講科目数が2、3以内の大学も多い。司法試験における国際関係法科目の選択者は少ない¹³。

(2) 英語授業を担当する教員の不足

現在、法学の学位を取得できる英語コースとしては、留学生を対象とする名古屋大学総合法政専攻・国際法政コース（博士前期課程・博士後期課程）および九州大学法学府法政理論専攻国際コース（LL. M、LL. D）、出身国の区別なく学生を募集する慶應義塾大学法務研究科グローバル法務専攻（LL. M.）や早稲田大学法学研究科現代アジア・リージョン法 LL. M. コースの例があるが¹⁴、課程全体を英語による教育のみで完結させるには相当のリソースが必要であり、どこの大学でも可能なわけではない。そこで、英語による科目の提供などその他の方法による国際化対応教育を広げていくことがまずは現実的である。

法科大学院に限らず、法学部や研究者養成大学院においても、教員組織やカリキュラム編成における国際化が国の政策として推奨されているものの¹⁵、これに対応する教員ポストを短期的に純増させることや、経験を積んだ専門家を海外機関から採用しうるだけの待遇を確保することは、困難な場合がほとんどである¹⁶。特に法科大学院への国の資金

¹² 法科大学院制度を提案した司法制度改革審議会意見書「——21世紀の日本を支える司法制度——」（2001年6月12日）56頁は「法曹に必要な資質」として「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる」としている。

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>

（2023年8月18日閲覧）

¹³ 2022年の司法試験において、全合格者1,403人中、選択8科目のうちで国際関係法（公法系）を選択した者は18人（1.28%）、国際関係法（私法系）を選択した者は129人（9.19%）であった。法務省大臣官房人事課「令和4年司法試験の採点結果」

<https://www.moj.go.jp/content/001379928.pdf>（2023年8月18日閲覧）

¹⁴ 国際関係論関連の英語教育による課程は、他のいくつかの国・私立大学に設けられている。

¹⁵ 国際化を推進する国の施策の例として、2014年から実施されている「スーパーグローバル大学創成支援事業」、2011年から実施されている「大学の世界展開力強化事業」がある。<https://tgu.mext.go.jp/index.html>

<https://www.jgp.kyoto-u.ac.jp/iuep-asean/>（2023年8月18日閲覧）

¹⁶ 大学予算の減少につき、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（資料編）」15頁「国立大学法人運営費交付金予算額の推移」によれば、国立大学が法人化した2004年には運営費交付金が1兆2,415億円であったが、2021年は1兆790億円である。

https://www.mext.go.jp/content/20210624_mxt_hojinka_000016041_3.pdf

（2023年8月18日閲覧）

また、私立大学における学生1人あたりの国からの補助金（私立大学等経常費補助金）額も顕著に減少している（2003年度の166千円から2022年度の142千円/人）。日本私立学校振興・共済事業団私学振興事業本部「私立大学等経常費補助金 補助金の交付状況」参照。

https://www.shigaku.go.jp/s_kouhujoukyou.htm（2023年8月18日閲覧）

の交付は、事実上司法試験合格実績に強く連動するため、各大学は司法試験科目以外の教育に人的・物的資源を割くことがいっそう困難になっている。

教員増加は(1)の履修者増加とセットで考える必要がある。

(3) 官民各部門のグローバル化対応の不足

グローバル化に対応する法政策の実現は、涉外弁護士のような一部の専門家のみが担うものではなく、条約などの国際文書の策定・実施、国際的な紛争解決制度の運用、法整備支援といった多様な領域にわたる。しかし、現状では国際的業務の担い手は一部にとどまっており、官民各部門における法律家のグローバル化対応が不足している。

3 基本的対策としての大学における授業担当教員の増強

1・2をふまえば、日本全体として、国際的に活躍できる各分野の法律家の養成が必要であり、そのための教育を担うべき研究者の養成は、その土台をなすものである¹⁷。

教育体制において、国際化対応授業を担当するには国際関係法・外国法の素養が必要であるため、多数の教員を短時間で養成することは難しい。教員数が不足し、現在は、特定少数の教員の過大な負担によって国際化対応授業が行われている。本来、高等教育予算の増強を通じた十分なリソースの確保による2(2)の制約の解消が長期的には望ましいものの、現状でも各大学で次のような工夫が実施されており、これらを拡大することが考えられる。

(1) 海外機関との連携

グローバル化対応教育の一環として重要になる英語による授業は、担当教員を任意に増加させることが困難であるから、多面的な工夫が求められる。短期的には、海外の大学教員・国際機関職員を講師として招へいし、教育内容を充実することが現実的で有効な手段である。海外機関との協力によるサマースクールのような形式に限定せず、オンラインの活用で個人レベルの協力を得ることも考えられ、すでにこれらを実践している大学の例を参考にしうる¹⁸。

中長期的には、日本出身者の研修による担当教員の増加が可能ではあるが、中高年層は大学運営等の業務が多忙で研修を積む時間的余裕を欠く者が多いため、若手を支援することが現実的かつ効率的である。日本の大学には、若手を中心とする教員に海外研修等で英語授業の能力を身に付けさせることが考えられる。研究領域に応じて、英語以外

¹⁷ 日本学術会議科学者委員会学術体制分科会提言「第6期科学技術基本計画に向けての提言」(2019年10月31日)17頁は次の問題提起を行っている。「緊張と協力が複雑に展開し変転する国際情勢の中で、日本が学術を通じた国際交流活動(いわば「学術外交」)にリーダーシップを発揮するためには、政策的優位性の確保、それを支える組織的保証、そして優れた人材の輩出と活躍が不可欠な要素である」。「国際的な頭脳循環の観点からは、日本の研究者が国内から国外、国外から国内の双方向で移動することを支援するとともに、世界から留学生を受け入れて国際的な研究人材の育成に貢献し、さらに、それら留学生の帰国後のフォローアップを継続的に行うことなどを通じて、国際的な学術コミュニティにおける日本の役割を一層高めていくことが重要である」。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t283-1.pdf> (2023年8月18日閲覧)

¹⁸ たとえば、後掲注(20)(21)などの取組みがある。

の外国語による海外との交流を併せて進めることも重要である。そのための財源を確保する手段として、現在必ずしも活用されていない外国機関による助成への外国語による応募が推奨される。希望者に対し大学の枠を超えた助言ができるよう、経験者らによる情報ネットワークの構築が望ましい。

その際、英語による授業の展開を念頭に置くといっても、英語圏との交流に特化することを意味するのではなく、英語による授業の提供や英語による研究集会の開催を通じて、より多くの出身国の留学生・研究者と交流を図れるようになることが重要である。大学レベルでは、特定の国・地域に偏らない国際交流を通じた教員研修で、真のグローバル化を図ることが望ましい。若手を含む個々の研究者には、多数の国からメンバーが集まっている国際学会¹⁹に積極的に参加し、幅広い知見を得ることが推奨される。

(2) 国内機関の連携による教育・研究拠点の形成

① 大学間の協力

人的・物的資源の限界から、1大学だけでは目指す科目展開が難しい場合、地域における大学コンソーシアム²⁰（共同事業体）を活用して教員や学生を集め、望ましい教育内容を実現・維持することが考えられる。2大学間の連携もありうる²¹。

また、オンラインを活用すれば、特定地域内に限定せずとも、複数機関の協力により、教員・学生を統合することができる。核となる国際的センター等と複数大学との連携により、教育面では、海外インターンシップ、英語コース、国際教育プログラムなどを実現しうる。研究の面でも、専門領域ごとに研究・教育拠点を形成することが考えられる。

② 実務家組織の協力

現在、法科大学院では、民事手続・刑事手続の実務科目を担当する教員として弁護士が任命されているが、これに加えて、弁護士会等から、国際人権法・国際企業法務分野の実務に詳しい講師の派遣が得られれば、法曹を目指す学生の関心と意欲を高めることに資すると考えられる。すでに実践している大学の例を参考に、大学・弁護士会の間での協力関係を強め、可能なところから実現することが望ましい。

¹⁹ 大規模学会として、国際関係法を中心的に扱う国際法協会（International Law Association）や国際法学会（Japanese Society of International Law）、比較法を中心的に扱う比較法国際アカデミー（International Academy of Comparative Law）や、国際刑法学会（International Association of Penal Law）、「法と社会」学会（Law and Society Association）、国際労働法社会保障法学会（International Society for Labor and Social Security Law）などがある。https://www.ila-hq.org/en_GB <https://aidc-iacl.org/> <https://www.penal.org/> <https://www.lawandsociety.org/> <https://islssl.org/>（2023年8月18日閲覧）

²⁰ 地域コンソーシアムの例として、特定非営利活動法人大学コンソーシアム大阪や公益財団法人大学コンソーシアム京都がある。<https://www.consortium-osaka.gr.jp/> <https://www.consortium.or.jp/>（2023年8月18日閲覧）

²¹ 同地域での学生相互受入れを含む実践例として、同志社大学法科大学院と京都大学法科大学院との連携により、同志社大学が提供する英語科目を京都大学の学生も履修しうるとすることで、クラス規模の確保やグループ学習を行っているというものがある。

京都大学法科大学院海外エクスターンシップ、外国法演習 A

<https://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/katei/kamoku/shokai/>

https://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/cms/uploads/2022/06/33_授業科目表.pdf（2023年8月18日閲覧）

他の例として、福岡県内4大学連携科目の開設も行われている。

(3) 教員採用における工夫

教員ポストの維持が困難になっている中でも、英語での教育を担当することを前提とした教員採用人事を実施し、取組みの重要性を法学教員志望者に周知することも有効だと考えられる。

4 日本出身者のグローバル化施策①——学生

4・5・6では、教育を受ける立場の集団ごとに、教育カリキュラムのグローバル化対応に関して、どのようなはたらきかけの可能性があるか、どのような点に留意すべきであるかを論じる。まず、数の上で多数を占める、日本出身の学生について検討する。

(1) 教育課程全般における取組みの必要性

上記のように、司法試験や公務員試験の受験が近づいた時期の学生は、試験科目以外の学習の余裕を欠くことが多い。そのため、法科大学院だけでグローバル化対応の科目を提供しても、その時点で新たに学生の学習意欲を得ることが難しい。大学には、学士課程初年次から、国際関係法以外の科目でも人権や人類的課題を扱い、グローバルな関心を喚起することが求められる²²。

大学は、国際関係法・外国法の専門的な教育に入る前に、初学者にはまず土台としての日本法の学習を確実に行わせ、国際的に発信すべき内容に関する知見を身に付けさせることが重要である。

それと同時に、大学は、法学だけでなく、国際社会の現実のガバナンスにかかわる国際関係論・国際政治にも関心を向けさせることを要する。なぜなら、国際社会全体としては、EUのような地域的まとまり、東アジアにおける主権国家間の競争、破綻国家などがそれぞれ存在し、1つの世界が法的に成立しているわけではないからである。東アジアでは欧米やアフリカとは異なる問題があるなど地域性も意識させることが重要である。

なお、大学は、グローバル化対応科目として、既定の単位数を取得させる正規科目を設置することまでは難しい場合、サマースクールのような短期集中研修などの教育を提供することも考えられる。これは学士課程・法科大学院・研究者養成大学院、また5(1)で述べる社会人のリカレント教育のいずれの段階にも採り入れることができ、適切な場合には、複数の段階の学生がともに参加できるプログラムとするのもよい。

(2) 外国法・比較法の素養の涵養

近年、大学は予算が限られる中で、法科大学院・新司法試験制度への対応を迫られ、教員数の確保でも試験科目の比重を高めざるをえなくなっている。その影響で、外国法に関する講義が法学部・法科大学院のいずれの段階でも減少傾向にある。だが、国際的

²² 日本学術会議「教育体系の再構築」特別委員会第18期報告「21世紀の高等教育が直面する課題——教育のグローバリゼーションへの対応——」（2002年4月4日）10頁は「グローバル時代におけるグローバルな視点からの学術政策、文化政策、芸術政策、スポーツ政策などの重要性を提起しておきたい」とする。
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1857.pdf>（2023年8月18日閲覧）

に活躍できる人材の養成には、外国法・比較法の素養を身に付けさせることも必要である。各大学が内外の諸機関との協力により短期的に実現できるカリキュラムには限界もある。国は、長期的な視野に立つ教育システムをいずれの段階でも確保すべきである。

それらの科目としても、特定地域のみを対象にするのではなく、複数の法的伝統に関して授業が提供されることが望ましい。現状では、特に法科大学院で「英米法」以外の科目の開講が少なく、「ドイツ法」「中国法」「EU法」などが例外的に散見される程度で、その他は極めて少数である。大学が教員獲得に必要な資源を短期的に調達することは難しいが、本来、日本が近代化以降の過程で直接に継受したヨーロッパ大陸法や英米法だけでなく、他の法系についての知識も教授されれば、さらに視野が広がると考えられる。国には、これらを実現する大学の取組みを中長期的視野に立って後押しできるような施策が求められる。

(3) 法科大学院における学習の促進

上述のとおり、司法試験の選択科目では、国際関係法の選択者が少なくなっている。法科大学院の授業でも従来、少数の者のみが国際関係法の授業を受けている傾向があった。しかし、日本の法実務が国際常識と乖離しないようにすることは国家的課題である。国際関係法の研修や授業の履修者の裾野を広げる必要があることにかんがみ、大学において国際関係法を選択必修とすることも1つの可能性である²³。

正規の科目の配当が難しければ、長期休暇中の研修を設けるなどの仕組みを工夫する²⁴。司法試験後の期間などを利用したインターンシップ²⁵、国際関係法・外国法の研修も考えられる。

法科大学院で法実務を志向した実践的科目を開講する場合にも、和解(の仲介)・仲裁・調停の学習や模擬裁判を国際的な文脈でとらえ、practical training (Negotiation, Arbitration, Mediation)、moot courtのような英語での授業がありうる²⁶。海外の講師の協力を得られる場合には、このような工夫を実施しやすいと考えられる。

²³ 東京大学法科大学院では、国際法、国際租税法、国際経済法、国際人権法を選択必修とし、2単位以上を取得することとしている。<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/wp-content/uploads/sites/18/2023/04/LS-CourseList.pdf> (2023年8月18日閲覧)

一橋大学法科大学院では「比較法制度論」が1年次(法学未修者)の必修科目である。

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/course/> (2023年8月18日閲覧)

²⁴ 実践例として、東京大学法科大学院サマースクール。

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/students/program/> (2023年8月18日閲覧)

²⁵ 神戸大学法科大学院は「毎年10~20名の学生を海外の法律事務所等における1ヶ月以上のエクスターンシップに派遣してき」ており、「中心となる法域は、マレーシア・インドネシア・ミャンマー・タイ・シンガポール・台湾・中国・香港・韓国等」である。<http://www.law.kobe-u.ac.jp/LawSchool/about/feature/global/internship.html> (2023年8月18日閲覧) 前掲脚注(21)の海外エクスターンシップもこのような例である。

²⁶ 実践例として、慶應義塾大学法科大学院のグローバル法務専攻(英語によるLL.M.)コースがある。

https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/llm_certificates.html (2023年8月18日閲覧) 法曹養成専攻の学生も同じ英語による授業を履修することができる。<https://www.ls.keio.ac.jp/2023KLS.pdf> (2023年8月18日閲覧)

同じく英語による教育課程である早稲田大学大学院法学研究科現代アジア・リージョン法LL.M.コースのカリキュラムでも、Moot Mediation、Moot Arbitration、Commercial Mediation in East Asia、Commercial Arbitration in East Asia、Investor-State Dispute Settlementなどの科目が開講されている。

<https://www.waseda.jp/foLaw/gLaw/assets/uploads/2022/05/2022-List-of-LLM-Courses.pdf> (2023年8月18日閲覧)

また、研究者養成大学院ではすでに一般化しているが、法科大学院においても、交換留学の制度や国際プログラムを通じて、留学生と日本人学生とが相互から学べる環境を作ることに教育効果がある²⁷。両方の課程を有する大学は学生の国際交流の機会を積極的に設けることが望ましい。

(4) 新たな国際的諸課題への意識の涵養

大学生や大学進学希望者には、人類的な課題への取組みの要請だけでなく、職業的なニーズも高まっていることが周知されるべきである。大学は、新たな国際的諸課題を視野に入れた制度形成・運用への意識を涵養する姿勢が求められる²⁸。

法のグローバル化は無秩序に進展すべきものではなく、一定の価値の実現に資するものであることが望まれる。国際的な法秩序の構築は、人類の平和共存と存続を目指して行われる以上、グローバル人材を養成するための大学教育に際しても、まず、人類的課題であるSDGs (sustainable development goals) を意識させることが重要である。

関連して、近年、企業法務においても、人権デュー・ディリジェンス、CSR (企業の社会的責任、Corporate Social Responsibility)、ESG 投資 (環境 Environment・社会 Social・企業統治 (corporate) Governance に配慮した投資)、SRI (社会的責任投資 Socially Responsible Investment)、経済安全保障といった、従来の会社法の学習だけでは対処できない国際関係法にかかわる課題が次々と出現している。大学ではこうした情勢にかんがみ、国際関係法を重視して法学教育をアップデートすることが、経済界との関係においても不可欠である。産業の国際化の点では、スポーツ法[7]、アート (芸術) 関連法[8] など、国際的側面を持つ新たな法領域のニーズの存在を大学や弁護士会が周知することも、法律家の活動が魅力あるものであることを学生や大学進学希望者に認識させる手段となる。

超国家的なルールの策定以外にも、国際的な活動による人類社会への貢献の一環として、法整備支援がある。日本の法律家が現地に入って行う支援では、その国の将来を担う人材との間に信頼関係が築かれるため、単なる資金援助とは異なる次元の外交的意義が生まれている²⁹。このような司法外交は、法整備支援の中心的な目的ではないことから、

²⁷ 法科大学院レベルの交換留学制度の実践例として、早稲田大学大学院法学研究科、同志社大学大学院司法研究科法務専攻がある。<https://www.waseda.jp/foaw/glaw/students/abroad/> (2023年8月18日閲覧)

https://law-school.doshisha.ac.jp/advantage/public_relations/ (2023年8月18日閲覧)

²⁸ 日本学術会議科学と社会委員会政府・産業界連携分科会提言「産学共創の視点から見た大学のあり方——2025年までに達成する知識集約型社会——」(2018年11月28日) 10-11頁は、「現在及びこれからの産業においてはグローバル化が必須であることを踏まえれば、特に日本人学生の海外経験を高めることが大きな課題であると言える。学部学生、大学院生を含む若手研究者が海外での活動や交流を経験し、その経験を基にグローバルビジネスに入っていくことは産業界にとっても有用である。海外大学への留学のみに限定することなく、海外職業体験を含めて広く海外を経験することが、若者にとってより多様な将来の選択肢を生み出す効果は高く、このような仕組みを広く産学官民で共有することが重要である。この際、単に一企業内でこの経験を生かすだけでなく、国として海外経験の人的ネットワークを活用し、産学官民全体に広げることが有用である。そのためには、国がこの海外経験者のデータベースを整備し、広く産学官民で活用することが有用である」とする。<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t271-2.pdf>

(2023年8月18日閲覧)

²⁹ 前掲脚注(28)提言11頁は、「我が国の大学に学ぶ海外からの留学生についても、自国に戻り要職について活躍すれば、それは我が国にとって有利に働くことが期待できる。現在日本への留学生の多くは、今後成長が期待される国の出身であるため、そのネットワークも国として戦略的に活用することが有用である。日本人と海外からの双方の留学生ネ

従来あまり注目されてこなかったが、国際関係において重要である。現在この活動を担っている法務省、大学、弁護士会は、そのことを積極的に周知して学生に関心を持たせることが考えられる。

(5) 若手研究者の海外派遣・海外発信

1 (1)、3 (1)で述べたように、法律家としてのグローバル人材の一部をなすものとして、グローバル化教育を担う教員自体が不足している現状がある。研究者養成大学院に進学している学生に対しては、複数の主体による次のような支援が強化されるべきである。

① 研究者志望者の海外派遣

法学教員を志望する日本人若手研究者へのグローバル化対応教育の一環として、海外派遣が有効である。所属の研究科や本人にそのための特別の予算がない場合、費用面の課題解決に工夫を要する。たとえば、より規模の大きいレベルの同窓会組織[9]を通じた出資などの例が参考になる。

② 研究者志望者の海外発信

学生の国際的な発信に対する支援は、日本全体の発信力の強化の一環として位置づけられる。

海外派遣の支援のほか、大学や学協会、また各種の研究助成のレベルで、日本出身学生の外国語による発表・論文投稿を支援する制度の強化が考えられる。法学分野では、国際関係法などの特定の領域を除き、研究者全体の国際的な発信が少ない。これは、日本法自体の研究において、日本固有の事情に規定される部分が大きく、経済学や政治学のような周辺諸科学と比較して普遍化できる分析が限られていることによる。法学のほとんどの専門分野で査読制国際ジャーナルは基本的に存在しない。

しかし、国際シンポジウムでの研究発表や、それを基にした論文集への参加の機会には、国際的な法実務に参画し、その中で日本の学者や法制度が影響力を持つための出発点となる基盤を築くために重要である。他の分野にも共通することとして、日本からの学術的成果の発信を強化するため、一部組織で試みられているように、海外調査やネイティブチェックの費用を支援することが考えられる。すでに奨学金等により若手研究者の国際学術交流を支援している民間団体においても、海外発信のための支援を新たに設けられれば望ましい。

③ 研究インテグリティへの対応

ねつ造や剽窃、資金の不正使用などを避け、研究における公正を守ることは、以前から求められているところであるが[10]、研究の国際化やオープン化を進めると、国際的な不正行為のような新たなリスクも生じてくることになる。法学研究においては科学技術や研究資料の管理が直接に問題となることはあまりないものの、個人情報や知的財産の保護などに関しては、研究インテグリティへの国際的なニーズが高まってい

ネットワーク作りは現状の大学任せではなく、国の財産として活かせる仕組みにする必要があり、産官学民すべてにおいて活用することが望ましい」としている。

る。大学の法学研究者養成においても、国内的な側面に目を配るだけでなく、国際的リスクへの対応にも留意する必要がある。

④ 留学生との交流

研究者養成大学院においてはすでに多くの留学生が学んでおり、日本出身学生との交流が行われているが、学士課程や法科大学院では、日本語能力の高い留学生がいないと、学生間の国際交流の機会は限られている。留学生との交流により日本出身学生にグローバルな関心・知見を持たせることも人材育成にとって有効であるから、大学には、英語による授業で共に学ばせる場を積極的に増やすことが推奨される。

(6) 実践的体験による発信力の強化

大学は、学士課程レベルから、将来国際的に活躍したいという希望が特にない学生においても、企業法務を始めとする各種業務では外国との関係が求められる場面の出てくることに注意を促すべきである。契約書の作成などにも語学力は必要であることを自覚させ、学習意欲の高揚につなげることなどが考えられる。

授業を通じた国際化対応教育のほか、さらに、関心・意欲のある学生に対しては、課外活動としても、世界各国の学生団体が参加する行事や、英語で実施されるその国内予選の機会のあることが周知されるのが望ましい。学生模擬国連[11]・国際法模擬裁判[12]・国際模擬商事仲裁[13]・国際人道法模擬裁判[14]・国際模擬交渉[15]などの国際大会は実務に直結する経験を得る重要な機会である。これらの大会への参加を、大学として推奨・支援することも検討に値する。

(7) 国際関係法の意義を伝える情報提供

規範のグローバル化に積極的に取り組む人材の増加が、実務家・研究者ともに必要である。2(1)で述べたとおり、司法試験の選択科目において国際関係法を選択する者が少ないという現状がある。しかし、これらの科目の将来的意義はますます大きくなることが見込まれる。大学には、授業を始めとするさまざまな場面で、人類的課題への取り組みの意義のほか、国際関係法の知見を使った活動の機会の広がり将来性があることを伝える情報提供が求められる。

国際関係法は、従来、実務で用いる機会が少なかったと思われるために、選択科目として敬遠される傾向にあった。だが、1(1)でも述べたように、今後そのニーズが高まることは必然であり、行政および大学を始めとする研究・教育機関はそのことを学生や大学進学希望者に周知する必要がある。たとえば、温室効果ガスの削減やゲノム編集など科学技術の発展の文脈では、一国内だけで法規制を設けていても実効性に乏しく、国際的フレームワークが規制の中心になるため、国際法・国際行政の視点がグローバルガバナンスの実現のために不可欠である³⁰。

³⁰ 世界保健機関は、人ゲノム編集にかかる逸脱行為を防止するためには世界のどこでどのような研究が実施されているかを網羅的に把握する必要があるとして、国際ガバナンスの仕組みづくりに関する9項目の提言を行っている。World Health Organization, Human genome editing: recommendations (2021).

法科大学院協会は、すべての法科大学院において修得すべき学習内容・水準を示す「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を2010年に作成したが、学生の国際的関心および知識水準を高めるため、国際関係法以外の科目における国際化関連項目を増やすことも考えられる。たとえば、現在、国際刑事法に関しては、「国外犯処罰の趣旨を理解し、その概要を説明することができる。」という項目が「刑法」に含まれているだけである[16]ため、将来、「刑法」や「刑事訴訟法」に、条約に対応した刑事立法や、手続における国際協力に関する項目を設けることを検討しうる。

5 日本出身者のグローバル化施策②——官民における法律実務家

次に、社会人を対象とした取組みのあり方を検討する。2(3)で述べた、法実務の各方面におけるグローバル人材の不足に対処するため、次の各主体についていくつかの方策が考えられる。

(1) 大学における社会人のリカレント教育

法曹や企業法務担当経験のある社会人に対し、国内の大学で、国際化のためのリカレント教育を実施し、グローバル化を図ることが推奨される³¹⁾。テーマ領域別のコース設定を通じて学生を募集することで、コース内の人脈の形成を将来役立てることも考えられる。

このような取組みは、日本人、外国人の双方を対象にしうる。カリキュラムの全体を国際化に対応した課程にすることができるのは、短期的には、資源を多く持っている大学に限られようが、本来、同様の課程の設置に取り組む大学が増加することが望ましい。国には、長期的視野に立った積極的な予算措置の検討が望まれる。

現在必ずしも国際化が目的とされていないリカレント教育の課程³²⁾においても、グローバル化を意識した教育がありうる。たとえば、知財法・環境法・海商法等の分野が、このような研究を実施させるのに特に適していると考えられる。

社会人を対象とする場合、短期履修・科目履修制度など、学位取得を前提にしないコースを設けることも、現実的かつ有効であろう。

これらの社会的重要性はまだあまり認知されていないため、法科大学院志願者やリカレント教育を受けることを検討している法律実務家への周知が必要である。

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240030381> (2023年8月18日閲覧)

また、同じく国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、船舶の活動に関し、温室効果ガスの排出を今世紀中のなるべく早い時期にゼロにするための削減戦略を2018年に策定している。

https://theicct.org/sites/default/files/publications/IMO_GHG_StrategyFinalPolicyUpdate042318.pdf

(2023年8月18日閲覧)

³¹⁾ たとえば、慶應義塾大学法務研究科グローバル法務専攻は、英語によるLL.M.コースの中で、社会人のリカレント教育も行っており、最低修了年限によらないパートタイムの履修を可能にしている。

<https://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/keypoints.html> (2023年8月18日閲覧)

³²⁾ たとえば、京都大学大学院法学研究科法政理論専攻では、博士後期課程において社会人特別選考を実施し、法曹や一定の公務員など法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験者が修士の学位を有していなくても入学できる制度を設けている。<https://law.kyoto-u.ac.jp/graduate/nyushi/hakase/> (2023年8月18日閲覧)

(2) 大学以外におけるグローバル化教育

また、次のように、大学以外の諸機関においてもグローバル化教育が拡充されるべきである。

① 弁護士会での研修

国際人権法など、グローバル化対応が実務上重要性を増している領域について、弁護士組織内部での研修を拡充することが推奨される。すでに日本弁護士連合会は、国際セミナーや弁護士の海外派遣など各種の事業を展開しているが[17]、今後は各地の弁護士会においても積極的な取組みが期待される。

② 公的機関による協力

日本の政府機関と、国際機関との協力を広げて、公的部門における人材のグローバル化を進めるべきである。たとえば、現在、法務省と国際刑事裁判所等の国際機関との間で、連携強化や情報センターの設置が検討されており[18]、国においてこの傾向を推進することが望ましい。

また、国際機関の出先・窓口・情報機関等を公的予算措置によって国内に設立することにより、日本の国際的地位を向上させると同時に、学生・社会人を対象としてグローバル人材の養成も行うことが考えられる。現在、日本国際紛争解決センター³³、京都国際調停センター³⁴などが具体例であるが、国および地方公共団体の協力を通じた今後のさらなる地域的な広がりが期待される。

③ 学協会との連携

3(1)では、研究者による国際学会への参加について述べたが、これにとどまらず、法律実務家の活動に関しても、国際関係法などに関連する学協会と政府機関とが連携して国際化に対応する試みの拡大が推奨される。たとえば、国際人権に関する世界的な取組みの動向について学術界が情報を提供し、官民の法律実務家の研修に役立てることが考えられる。

④ 法整備支援への研究機関の協力

実務家の国際的な活動に研究者が協力する場は現在限られており、特定の組織に負担が集中する傾向にある。法務省や日本弁護士連合会等の実務家組織が行う法整備支援に対する研究機関の協力を、アジア経済研究所 (IDE-JETRO) [19]、名古屋大学法政国際教育協力研究センター[20]、神戸大学大学院国際協力研究科[21]等を先行例として、今後長期的視野において拡大することが望まれる。

(3) 法曹のグローバル化

³³ 一般社団法人日本国際紛争解決センターは、内外の仲裁機関・調停機関が仲裁や調停の手続のために審問を行うための専用の施設を提供することを主たる事業とするが、同時に、国際仲裁・調停の手続に精通した専門家を養成するため、内外の仲裁・調停機関や仲裁・調停関連団体と連携しつつ、国際ビジネスやスポーツ等の多様な分野に関する研究会や、e-learning の提供を行っている。<https://idrc.jp/> (2023年8月18日閲覧)

³⁴ 京都国際調停センターは、公益社団法人日本仲裁人協会 (JAA) 内の委員会が運営する日本初の国際調停専門機関であり、主に海外取引に関連する紛争について、現在国際的に活用されている調停手法による調停を実施する。<https://www.jimc-kyoto-jpn.jp/about2/index.php> (2023年8月18日閲覧)

① 弁護士

上述のとおり、現在、日本弁護士連合会が一定の国際化対応活動を実施しているものの、弁護士全体の中では、国際的な業務に携わる者はごく一部である。国際ビジネスを扱う涉外弁護士の活躍の場も拡大しているが、入国管理における拘禁の問題にも現れたように、日本が欧州人権条約の掲げるような国際人権の問題に各地で対応する要請が現在高まっている。その一方でその担い手になれる法律家の数はまだ限られている。今後は日本弁護士連合会の活動にとどめることなく、国際機関への派遣も含め、弁護士全般に国際人権等の教育研修機会を拡充し、日本の法実務へのフィードバックや日本の法制度への反映を担える人材を増加させることが求められる。そのためには、日本弁護士連合会の自主的取組み³⁵だけでなく、大学や学協会からの協力も強化すべきである。

② 裁判官・検察官

はじめにで紹介したとおり、従来、一部のみが大使館等の在外政府機関に派遣されている裁判官・検察官等について、さらなる国際化が望まれる。日本法は大陸法と英米法の両方の要素を持つため、内容的に、国際刑事裁判所規程のように国際文書として制定される法規範と似ている面がある。そこで、国際的な法制度を形成する際に、異なる法伝統を持つ国々の間で意見が鋭く対立するような場合、日本出身者が「仲介役」として役に立てる余地がある³⁶。このようなメリットを周知し、意欲的な人材を育成する必要がある。

現状では、在外勤務経験のある者以外に広く国際的関心が共有されているとはいえない。そこでたとえば、日本の裁判官や検察官を国際学生模擬裁判等に審査員として派遣し、国際的視点を涵養することが考えられる。

本来、日本が締約国となっている条約は法律よりも上位の効力をもって日本にも適用されているものである。日本の司法判断は条約を前提とするよう義務づけられているはずである。しかし、この点を意識した裁判は限定的にしか実現していないように見える³⁷。現在人数の限られた範囲で在外研修が実施されているが、それだけでなく、最高裁判所が裁判官を対象に国内で人権や国際関係法・外国法の教育機会を設けることも必要である。

現在すでに在外公館や国連、法整備支援で活動する検察官等の集団においては、国際関係法・外国法の研修機会を増加させ、活躍の場をさらに広げることが望まれる。

③ 司法研修所

³⁵ 日本弁護士連合会は2016年、「国際業務推進センター」の中に「国際公務キャリアサポート部会」を設置した（日本弁護士連合会『弁護士白書2016年版』20頁参照）。https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2016/tokushu_tokei_2016.pdf（2023年8月18日閲覧）

以降の各年弁護士白書では、「国際公務相談窓口」で「国際公務分野でのキャリアを志望する弁護士からの相談に対して、各人の実情に即した個別具体的なアドバイスを行う」とされる。

³⁶ 国際刑事裁判所規程の成立において、日本は「誠実な媒介者」の役割を果たしたとされる。対談「ローマ会議を振り返って」ジュリスト1146号（1998年）27頁〔芝原邦爾〕参照。

³⁷ 日本の裁判所で条約をふまえた判断が下された最近の例として、札幌高判令和4年5月20日（判例集未掲載）LEX/DB25592803（難民条約を参照してトルコ国籍クルド人を難民として認定）、名古屋地判令和3年3月30日判例時報2518号84頁（子どもの権利条約を参照して日照権に基づく損害賠償請求を認容）など。

法曹養成の研修機関である司法研修所のカリキュラムにおいては、国際化対応に特化した内容は扱われていない。同じく司法研修所の実施する裁判官研修では、裁判で用いる機会のある法学以外の諸科学に関する研修は実施されている[22]。しかし、裁判実務では条約の適用や国際協力が求められる場面もあり、日本の司法が国際水準に適合した形で運用されることが必要である。そのため、司法修習においても、裁判官研修においても、国際人権を含む国際関係法の内容を扱うグローバル化教育を増やすべきである。

(4) 行政・民間企業人材のグローバル化

国際化対応は、法曹として活動する以外の法律実務家においても必要である。直接外国の政府や企業と協力する業務に携わらない場合にも、個別の活動が人類的な課題解決や価値実現にとっていかなる意味を持つかという視点をつねにふまえることの重要性が増している。

① 行政組織

行政組織にも、グローバル化に対応したキャリア・パスの形成が必要である。国家公務員においては、国の政策形成にあたり国際的な側面を考慮しなければならない領域が拡大していることをふまえ、在外勤務や在外研修の機会および対象者を増やすことが望ましい。また、従来、自治体によっては国際的な業務の担当者が限られていたが、今後は住民における外国出身者の増加[23]に対応し、人権保護を欠くことのないよう、公務員の意識および能力を涵養する研修等が積極的に実施されるべきである。

国際的な批判を受けているいわゆる代用監獄（警察署留置場）や入管（出入国在留管理庁）の運用にあたる公務員には、国際人権水準に関する知見を持ってこれを改善していくことが望まれる。

② 民間企業

国際的な商取引が直接の業務の中心となっていない企業にも、企業活動に国際的側面のあることを理解し、グローバルな課題に配慮した企業活動を積極的に推進することが求められる。具体的には、企業の人材育成において、国・国連レベルでも取り組まれている諸課題を視野に入れることが必要である。人権を侵害している海外企業との取引を制限・改善・防止する「ビジネスと人権」の理念を始め、安全保障輸出管理、経済安全保障、国際汚職防止などの企業コンプライアンスも不可欠である。

日本企業の産業競争力を確保するためにも、EPA（経済連携協定 Economic Partnership Agreement）やFTA（自由貿易協定 Free Trade Agreement）の相手国[24]との関係を企業で活用できる人材の育成が重要である。

これに取り組む主体として、企業内弁護士（インハウスロイヤー）の組織である日本組織内弁護士協会（Japan In-House Lawyers Association; JILA）の果たしうる役割の大きさに期待できる。また、大企業以外では独立の情報収集や教育が容易でないため、日本経済団体連合会（経団連）、日本商工会議所、経済同友会といった経営者団体を始めとする組織のネットワークを積極的に活用することが考えられる。

(5) 博士学位を有する実務家の育成

諸外国では、官民を問わず、博士学位（LL. D.、Ph. D.、S. J. D.）を取得して国際的に活躍する法律実務家が多い。日本出身の法律家が競争力をもって一緒に働くためには、同等の専門知識・能力を有する実務家を増やすことが望ましい。5 (1) で述べた大学における社会人のリカレント教育による学位取得とともに、公的部門・民間部門の双方で大学院修了者を積極的に採用する制度の導入が推奨される³⁸。

6 研究者・社会人としての留学生の教育

日本におけるグローバル人材の育成は、日本出身者に対してだけでなく、留学生教育としてもすでに展開されている[25]。最後に、外国出身者に対するはたらきかけとして考えられる施策を挙げたい。

法学分野では、外国学校出身者の中心はいわゆる帰国子女であり、正規の学士課程に所属する留学生は、国費留学生など比較的少数である。ただし、1年程度の交換留学生としては、多くの外国人学生が学んでいる。これに対し、大学院レベルでは、学位を取得しない研究生や交換留学生も在籍しているが、修士や博士の学位の取得を目的として長期間滞在する者が2000年代以降顕著に増加している。これらの学生の多くは、すでに出身国で法学の学位を取得し、一定の専門知識を有している。法曹や公務員出身の者も少なくない。日本での学位取得後は、出身国の法学教員や法曹・公務員になる者のほか、日本企業に就職する者も相当数いる³⁹。

長期滞在者が日本を選ぶ理由は、日本の法制度が全体としてある程度成功しているという評価であるが、欧米諸国との比較において、日本は学費面で高額となる英米と原則無料であるヨーロッパ大陸諸国との中間に位置し、言語の面では、授業が日本語のみで行われる場合、漢字圏出身者以外にとって選択しにくい留学先であるといえる。

(1) 日本で学ぶメリット

優秀な留学生を世界から惹きつけるには日本からの発信が魅力的である必要がある。日本では、複数の法域からの法の継受を背景に、植民地支配や法整備支援などにより外国法の多様な影響を受けているアジア諸国の法制度に関する理解や情報の獲得がしやす

³⁸ 日本学術会議日本の展望委員会「第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言」（2009年11月26日）は、「3-3 大学院就学の奨励、修了者登用、行政・教員採用の計画的促進」において、「我が国の行政官庁の中枢に博士取得者、理系出身者が極めて少ないという特異な状況は、解消する必要がある」とし、「3-5 博士人材の就労・研究環境の改善」でも「博士号取得者の民間での積極採用のほか、高度な専門家としての若手研究者採用に、「官」が率先して取り組むべきである。大学などにおける若手教員ポストの増加、国家・地方公務員の博士人材採用枠の新設、司書や学芸員など高度専門職への博士人材の積極的採用など、実現可能な施策を早急を実施すべきである」としていた。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t85-1.pdf>

³⁹ 前掲脚注(28)提言15頁は、「東日本大震災をはじめとして近年日本を襲った数々の災害を経験した日本全国の若手が社会的課題解決を強く意識していることを力にできる社会にする必要がある。学生を含む若手研究者が海外を経験することによって国際交渉力やグローバルビジネスの素養を身につけることと、我が国の大学に学ぶ海外留学生が将来の国際交渉の相手になる可能性を認識し、日本人と海外からの双方の留学生のデータベースを戦略的に構築し、産学官民すべてで活用することが有用である。また、海外に滞在する留学生と自国に帰還した海外留学生が日本企業の現地法人と日本の大学の海外オフィスとの協力関係を維持し、最大限活用することが望ましい」とする。

い、また、自国では政治的な事情で（人権などの）研究が困難な状況にある者が研究に取り組みやすいというメリットがある。

現状では、日本文化が関心を集めているため、海外の人材の人数自体は比較的多く集まっているといえる。しかし、法学分野の留学生を全体として見ると、大多数は東アジアの出身者であり、それ以外はまだ少数にとどまっている。今後は他の地域からの留学生も積極的に増やすことによって、真にグローバルな研究・教育の場を実現し、日本をより魅力的な留学先にすることを目指すべきである。また、人数を集めること自体が目的とされるべきではなく、研究レベルの向上が目指されなければならない。

(2) 受入制度の拡充

① 交換留学制度の推進

学位取得には通常数年以上の長期間を要するため、費用面でこれが困難な留学希望者も多い。そこで、短期間の研修や交換留学の制度を通じて受入機会を拡充することが考えられる。現在、各大学において、外国の大学との学術交流協定の締結が進められているが、これを単なる形式にとどめず、実質的に活用することが推奨される。学生の交換の活発化は、研究者・教員の交換とも連動して進めることができる。

② 法律事務所のインターンシップ

日本の法律事務所でのインターンシップは、従来、法科大学院生を対象に実施されてきているが、これを、留学生を対象として、受入大学が日本の法律事務所に派遣する制度にも拡大しうる。特に、学位取得後に日本で国内・海外の法律事務所や民間企業の法務関係部署に就職することを希望する者にとってニーズが大きいと考えられる[26]。

③ 法科大学院の交換留学制度

研究者大学院での受入れとは異なり、現状では、法科大学院で留学生を受け入れている例は少ない。確かに、課程修了に至ることはかなり難しいといえるが、交換留学制度の拡大によって一部の授業に留学生も参加させることは考えられる。日本出身学生との交流が互いに学習上の刺激になれば望ましい。大学は、交換留学の形でなくても、外国の法律実務家として来日した学生や客員研究員に、法科大学院の授業のうち内容の適合するものへの参加や聴講を認めることも考えられる。

④ 英語コースの拡大

経済学や政治学の分野では、留学生が日本で英語の学位論文を執筆することのできる制度を設けている課程が増えているが、法学ではまだ限られている。研究対象が日本法であり、英語で入手できる統計や文書は増加してはいる⁴⁰ものの、日本語資料の分量には遠く及ばないことから、英語で学位論文を執筆させる指導の負担は大きく、単

⁴⁰ 日本法令の英訳、最高裁判所の重要判例の英訳、白書の英訳などが、近年提供の進んでいる公的資料の例である。

日本法令英訳 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws>

最高裁判所 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_en/search?

国の行政機関の英文サイト <https://www.e-gov.go.jp/en/ministry.html>

(2023年8月23日閲覧)

一の大学で課程を運営することは容易でない。英語による修士・博士課程や LL.M. コースは拡大していくことが望ましいが、相当な人的・物的資源の投入を要するので、短期的には、複数の大学間や国・自治体の協力体制を構築して多方面から授業担当教員を確保できるようにすることが現実的である。長期的には、教育機関への公的支出の割合が OECD 最低レベルであることが指摘され⁴¹、全般的な改善が望まれる中、財政的措置を検討するにあたっては、国際化対応も視野に入れられるべきである。

(3) 地域的多様性の確保

真のグローバル化の達成のためには、留学生の出身国の多様性を高めることが望ましい。たとえば、文部科学省国費留学生枠以外に、従来留学生の少ない国からの受入れにつき優先枠を設けることも検討されてよい。

(4) 多様な背景への視点

現在、「日本出身学生」と「留学生」とを単純に二分するのでは不十分な、複合的な出自を持つ学生が増加している⁴²。多様な人材の活用に向け、グローバル化に対応した教育の見直しが必要である。すなわち、今後の教育は、日本人と留学生との区別なく多様性を前提とした考え方に向かうことが求められているといえる。「グローバリゼーションの進展著しい現代に求められているのは、ナショナリズムの限界を超えて、地球規模での文化的多様性を確保・維持・発展させることである。これは新たなグローバル時代における各国政府に課せられた、全人類に対する責任である⁴³」。

帰国子女の中には在外経験をグローバル化対応に十分に生かしていない者もある。国際的な視点という持ち味を自覚して伸ばせるような勉強を促さないと、日本にいなかったことでできなかった体験を欠落として考えてしまうおそれのある点にも注意を要する。

(5) 他分野との協力

学位取得を目的とする留学生は、すでに出身国で法学の学位を取得しており、日本での学位論文執筆にあたっては学際的なテーマを設定することが珍しくない。分野横断的研究は、指導教員のみでは十分な指導のできないことがあるので、同一大学の他の研究科や、他の研究・教育機関の専門家の助力も得るような形で、分野間の連携を図り、高水準の研究を実現することが必要である⁴⁴。

⁴¹ OECD, Education at a Glance 2022: OECD Indicators は、アイルランド、日本、リトアニアを、GDP に占める教育機関への公的支出割合の低い国として挙げている。
<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/c4d23d78-en/index.html?itemId=/content/component/c4d23d78-en> (2023年8月18日閲覧)

⁴² 国際結婚に関し、内閣府男女共同参画局「結婚と家族をめぐる基礎データ」(2022年3月2日)96頁によれば、「夫妻の一方が外国人である婚姻件数及び全婚姻件数に占める構成割合は、2006年の4.5万件、6.1%をピークに減少し、近年では約2万件、約3.5%程度で推移している」とされる。
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/10th/pdf/1.pdf>
(2023年8月23日閲覧)

⁴³ 前掲脚注(22)10頁。

⁴⁴ 前掲脚注(17)提言17-18頁は、「留学生30万人計画などの学術国際化の推進により、学生や研究者の文化・民族の多

おわりに

官民各部門で、グローバル化に対応する法律家人材の不足が指摘されており、その解決には、法学教育の改善によって若手人材の関心と能力を高める必要があるものの、現状では国際関係法を始めとする関連科目の履修者および司法試験での選択者が少ない。また、教員側に、語学能力とともに、国際関係法・外国法の素養を要するが、国際化対応授業を担当できる人数は不足している。

これらの問題に直面して、財政上の制約の解消や、日本の司法・法曹養成制度の構造を変更するような大きな転換を求めることは、短期的には困難である。しかし、国内的に、大規模な予算措置を伴わずに実施できる施策であれば、比較的早期に着手することができるものもあると考えられた。本「見解」は主として、短期的に取り組むことが可能だと考えられる、現実性のある改善点をできるだけ多く提示するようにした。それらは次のようにまとめられる。

まず教育基盤全般にかかわる点として、大学でグローバル化対応授業を担当できる教員の短期的な増強のため、海外や国内の大学、公的機関、民間組織からの協力を得て講師を確保することが考えられる。研究者教員の採用においても、グローバル化対応授業の担当を前提にし、法学教員の進路を志す者にも必要性を周知して、この課題に取り組む人材を増加させることが望ましい。

次に、具体的な教育領域ごとに見ると、取り組む余地のある次のような課題がある。

第一に、学生教育におけるグローバル化の取組みとしては、法律実務家を養成する法科大学院で国際関係法や外国法に関連する科目の学習を促進することが推奨されるものの、その段階では学生の意識が司法試験の受験勉強に集中しているので、大学教育のグローバル化は、学士課程から博士課程までを含む教育課程全般において展開される必要がある。学士課程段階から人類的諸課題を自覚させ、外国法・比較法の素養を涵養する授業展開に努めるべきである。研究者養成段階でも、グローバル化教育の能力を高める海外派遣・海外発信への支援が強化される工夫が求められる。また、高等学校までの段階でも、英語の実践的体験が、将来の発信力強化につながる。

第二に、官民における法律実務家のグローバル化の推進も課題である。大学が社会人のリカレント教育を積極的に実施するとともに、法曹組織、行政・民間企業も、研修等を通じた人材のグローバル化を図ることが重要である。途上国に対する法整備支援においては、政府・研究機関・実務家団体などの多様な組織の有機的な相互協力が拡大されるのが望ましい。人類的課題に対処する政策形成や国際競争力ある法実務の担い手として、博士学位(LL. D.、Ph. D.、S. J. D.)を有する実務家の育成も求められる。

第三に、グローバル人材の育成として、研究者・社会人となる留学生の教育も重要な役割を担っている。学位取得課程全体を英語で展開できる大学は短期的には限られているとしても、英語授業や短期研修の拡大によって優秀な人材を日本に集める工夫が可能である。

様性が全国的に進展する一方で、「受け入れる組織の体制や仕組みが十分に対応しておらず、研究者の多様性が研究モチベーションの刺激や新たな研究分野の展開に必ずしも結びついていない」と指摘している。

本来、日本の法政策は国際社会全体の動態の中で展開していくものであって、一国の事情だけでは進められない。また、国の政策を直ちに大きく転換することは難しいと考えられる。だが、中長期的な視点に立った場合、グローバル化に対応する人材を育成するための教育・研究予算の措置を講じることは、日本にとっても人類社会にとっても有益なはずである。限られた知見の範囲で思いつく短期的な政策に人的・物的資源を割くのではなく、さまざまな専門分野が相互に協力することで初めて実現するグローバルガバナンスを国際的に調整・リードできる人材の養成を、国として真摯に検討すべきである。

<用語の説明>

LL. M. / LL. D. / S. J. D.

LL. M. は Master of Laws (法学修士) の略で、米国のロースクールで取得できる学位の 1 つ。米国出身者を中心に 3 年間の課程で取得されるのが J. D. (Juris Doctor、法務博士) であるのに対し、LL. M. は留学生向けの 1 年間の課程で取得できる。日本で司法試験を受験する学生が法科大学院において取得する学位は J. D. である。その上に位置する LL. D. は Doctor of Laws (法学博士) の略で、Ph. D. (Doctor of Philosophy) と同等の学位である。現在の日本の学位「博士(法学)」は正式には S. J. D. (Scientiae Juridicae Doctor) と表記される。

企業コンプライアンス

コンプライアンスとは (法令) 遵守を意味する。企業が、事業活動に関連する法令等の規制を遵守すること。あるいは、企業がそのための措置を制度的に講じること。

研究インテグリティ

研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる、研究の健全性・公正性。

国際裁判機関等インターンシップ支援事業

外務省が 2020 年から実施している事業で、対象者は日本政府の予算により国際機関でのインターンシップに参加する。その後国際機関に就職する者が一定数いる。

<https://intern-support.jp/> (2023 年 8 月 18 日閲覧)

国連関連機関における日本人職員数

外務省『国連関連機関における日本人職員数 (2022 年末)』によると、国連関係計 43 機関における日本人職員数は 961 人で、日本は「2025 年までに 1,000 人を達成するとの政府目標に向け、進捗してい」とされる。しかし、2021 年末からの増加数は 5 人とどまることに照らし、期間内の目標達成は難しいとみられる。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press5_000098.html

(2023 年 9 月 21 日閲覧)

なお、国連に属する諸機関のリストは、国際連合広報センター「国連システム」参照。

<https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/> (2023 年 8 月 18 日閲覧)

持続可能な開発目標

2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国が全会一致で採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール、169 の

ターゲットから構成される。外務省「SDGs とは？」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

(2023年8月18日閲覧)

司法試験改革

2001年の司法制度改革審議会の意見書により法科大学院制度と組み合わせられた新しい司法試験の制度が提案され、2004年と2006年にそれぞれ開始された。しかし、法科大学院を経由しない予備試験制度の利用によって司法試験を受験する者が多数に上るため、法科大学院を経る経済的・時間的負担を軽減する趣旨で、法学部の早期卒業制度と法科大学院入学との組合せによる在学年限の短縮が開始され、さらに、司法試験を法科大学院在学中に受験できる制度が開始されている。法務省「司法試験制度等改革の経緯」参照。

<https://www.moj.go.jp/content/000006638.pdf> (2023年8月18日閲覧)

審議会

課題となる事項を所轄する省庁に設置される有識者の会議。法学を専門とする有識者も委員として参加しているところ、グローバルな観点をもって活動している先端分野の専門家は少ない。なお、外務省は審議会として外務人事審議会しか持たず、独自に政策課題を扱っていない。他に分野横断的な新たな問題を扱うものの代表例として、内閣府・総合科学技術・イノベーション会議専門調査会 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/index.html>、経済産業省・産業構造審議会 <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/index.html>、総務省・情報通信審議会 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/index.html、厚生労働省・厚生科学審議会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127703.html、国土交通省・交通政策審議会 https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s301_kotsu01.html、環境省・中央環境審議会 https://www.env.go.jp/council/b_info.html (いずれも2023年8月18日閲覧)

人権デュー・ディリジェンス (Due Diligence)

主に企業活動において、人権問題発生リスクを抑える取組み。自社グループ内でハラスメントや労働基準違反が起きないようにするだけでなく、取引先を含むサプライチェーンに強制労働や児童労働などの人権侵害がないようにすることまで含まれる。

ビジネスと人権

2011年に国連人権理事会において示された「ビジネスと人権に関する指導原則」を参考に、日本では2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定され、今後政府が取り組む各種施策のほか、企業に対し、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有の実施、人権デュー・ディリジェンスの導入促進への期待等が示された。2022年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライ

ン」が政府のガイドラインとして決定された。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(2023年8月18日閲覧)

法整備支援

開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することで、基本法令の起草支援、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、法曹実務家等の人材育成支援の3つが基本的な柱だとされる（法務省）[6]。

リカレント教育

学校教育からいったん離れて社会人となった後も、仕事で求められる能力を磨き続けるために学習を重ねることが重要になっており、この研修のことをリカレント教育という。

厚生労働省「リカレント教育」参照。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18817.html

(2023年8月18日閲覧)

<参考文献>

- [1] UN System Chief Executives Board for Coordination, Personnel by Nationality (2022年のデータで日本 1,191人、中国 1,564人、米国 5,642人、フランス 4,622人、ケニア 4,130人、イタリア 3,893人等)
<https://unsceb.org/hr-nationality> (2023年9月21日閲覧)
- [2] UN Office of Human Resources, Department of Management Strategy, Policy and Compliance, 2020, p. 10. https://careers.un.org/lbw/attachments/NationalTalentPool/OHR%20Geographical%20Diversity%20Strategy_EN_0.pdf
(2023年9月21日閲覧)
- [3] 日本弁護士連合会「司法試験受験者の状況」『弁護士白書 2022年版』41頁
<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2022/1-3-2.pdf> (2023年8月18日閲覧)
- [4] 日本弁護士連合会「JICA長期専門家派遣の実績(国別派遣実績の推移・類型)」『弁護士白書 2022年版』177-178頁資料 3-4-2-3 (1994年からの累積数で40人)
<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2022/5-6-3.pdf> (2023年8月18日閲覧)
- [5] 日本弁護士連合会「社会人・非法学部出身の入学者の状況」『弁護士白書 2022年版』40頁資料 1-2-2 <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2022/1-3-1.pdf> (2023年8月18日閲覧)
- [6] 法務省「法制度整備支援とは」https://www.moj.go.jp/housouken/houso_lta_lta.html (2023年8月18日閲覧)、独立行政法人国際協力機構「JICA法整備支援に関するポータルサイト」<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/index.html> (2023年8月18日閲覧)
- [7] TAS/CAS (Tribunal Arbitral du Sport/Court of Arbitration of Sport), List of arbitrators (general list), 2023 (国際スポーツ仲裁裁判所の仲裁人・調停人リストの日本人候補者)
<https://www.tas-cas.org/en/arbitration/liste-des-arbitres-liste-generale.html?GenSlct=2&MedSlct=4&nmIpt=&LngCkx%5B%5D=8> (2023年9月21日閲覧)
- [8] 公益社団法人著作権情報センター「国際協力・交流」(途上国への法整備支援を含む国際協力) <https://www.cric.or.jp/about/domain.html> (2023年9月21日閲覧)
- [9] 名古屋大学全学同窓会「スイス、ジュネーブで例年開催される Global Leadership Programme への学生・大学院生の参加支援」(2019年)(海外の研修プログラムへの学生派遣を支援) https://www.nual.nagoya-u.ac.jp/activity/business/34/300701_repo.html (2023年8月18日閲覧)
- [10] 独立行政法人日本学術振興会「科学の健全な発展のために——誠実な科学者の心得——」(研究倫理教育教材パンフレット、e-learningシステム電子教材の公開)
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html> (2023年8月18日閲覧)

- [11] 日本模擬国連「模擬国連とは」
<http://jmun.org/about/whatsmun/> (2023年8月25日閲覧)
- [12] 日本国際法学生協会「Jessupについて」(ジェサップ国際法模擬裁判大会)
<https://jilsa.org/about-jessup/> (2023年8月18日閲覧)
- [13] 国際商取引学会「模擬仲裁日本大会 (Vis Japan)」
<http://ibtl.html.xdomain.jp/visjapan/about-the-moot.html>
(2023年8月18日閲覧)
- [14] 赤十字国際委員会「2022年度国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会 国内予選開催」
<https://jp.icrc.org/information/ihl-competition-2023/> (2023年8月18日閲覧)
- [15] インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション (大学対抗交渉) 運営委員会「International Negotiation Competition への参加大学対抗交渉コンペティションとは」
<https://www.negocom.jp/int/> (2023年8月25日閲覧)
- [16] 法科大学院協会「『共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)』について」(2010年) 参照。
https://www.lskyokai.jp/info_101019/ (2023年8月18日閲覧)
- [17] 日本弁護士連合会「日弁連の国際活動」
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international.html> (2023年8月18日閲覧)
- [18] 法務省「葉梨康弘法務大臣と国際刑事裁判所 (ICC) 所長がワーキング・ランチを行いました (令和4年10月21日)。」
https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00809.html (2023年8月18日閲覧)
- [19] アジア経済研究所「最新年度研究会一覧」(近年の事業として、「『ビジネスと人権: 責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策』に係るプラットフォーム事業」、「タイの刑事司法制度の改革と実像」の研究など)
<https://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Project.html> (2023年8月18日閲覧)
- [20] 名古屋大学法政国際教育協力研究センター「アジア法研究・法整備支援研究」
https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/about_cale/whats_cale/asian_law
(2023年8月18日閲覧)
- [21] 神戸大学大学院国際協力研究科「国際法・開発法学プログラム」
http://www.gsics.kobe-u.ac.jp/programs/law_building.html
(2023年8月18日閲覧)
- [22] 最高裁判所「司法研修所について」参照。
<https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihokensyujo/index.html> (2023年8月18日閲覧)
- [23] 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント (令和4年1月1日現在)」1頁
https://www.soumu.go.jp/main_content/000829112.pdf (2023年9月21日閲覧)
同「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント (令和5年1月1日現在)」1頁
https://www.soumu.go.jp/main_content/000892926.pdf (2023年9月21日閲覧)
- [24] 外務省「我が国の経済連携協定 (EPA/FTA) 等の取組」(2023年7月21日)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html> (2023年8月18日閲覧)

- [25] 教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」
(2023年4月27日) 参考資料 37 頁

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/ikkatsu_dl_230427.pdf
(2023年9月21日閲覧)

- [26] 日本弁護士連合会「外国法事務弁護士登録数の推移」『弁護士白書 2022年版』57頁資料 1-4-1。
<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2022/1-5-1.pdf> (2023年9月21日閲覧)

<参考資料> 法学委員会「グローバル化と法」分科会第25期審議経過

- 令和3年1月20日 第1回分科会 オンライン開催
分科会役員を選出
本分科会第20期以降の検討内容および今期の方針について審議
- 3月5日 第2回分科会 オンライン開催
法学部・法科大学院・研究者養成大学院における教育について審議
- 令和4年1月25日 第3回分科会 オンライン開催
中等教育以前・法学部・法科大学院・研究者養成大学院における教育について審議
- 10月29日 第4回分科会 オンライン開催
「見解」発出の申出書案について審議
- 11月27日 第5回分科会 オンライン開催
「見解」発出の申出書案および「見解」案について審議
- 令和5年3月29日 第6回分科会 オンライン開催
「見解」発出の申出書および「見解」案について審議
- 令和5年9月2日 第7回分科会 オンライン開催
「見解」案および今後の予定について審議